監査委員告示第５号

地方自治法第１９９条の規定に基づく監査結果の公表について

平成３１年４月５日

木津川市監査委員　西　井　　正
木津川市監査委員　島　野　　均

定期監査結果について

地方自治法第１９９条第４項の規定により、同条第１項及び第２項に規定する事務の監査を実施したので、同条第９項の規定により下記のとおり公表します。

記

１　監査執行年月日　　平成３１年３月１日（金）

２　監査対象部局及び監査の対象

教育部

文化財保護課

(1)　指定等文化財修理等補助金事業費について（平成３１年１月末時点）
(2)　文化財保護啓発事業費について（平成３１年１月末時点）
(3)　郵便切手等調査について（調査票）

学校教育課

(1)　幼稚園就園奨励事業費について（平成３１年１月末時点）
(2)　給食費に係る実地監査の状況について（平成３１年１月末時点）
(3)　３学校給食センターの運営状況について（平成３１年１月末時点）
(4)　（仮称）新学校給食センター建設事業の進捗状況について（平成３１年１月末時点）
(5)　アレルギー対策に係る予算および平素からの対応について（平成３１年１月末時点）
(6)　郵便切手等調査について（調査票）

社会教育課

(1)　交流会館管理事業費について（平成３１年１月末時点）
(2)　３図書館管理事業費・３図書館運営事業費について（平成３１年１月

末時点）

(3)　図書館業務システム賃借料について（平成３０年度）

(4)　小谷上・下集会所の使用状況について（平成３１年１月末時点）

(5)　社会教育課所管の各種委員会の委員の出席状況について（平成３１年１月末時点）

(6)　郵便切手等調査について（調査票）

３　監 査 の 方 法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

４　監　査　結　果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

【文化財保護課】

昨年度、上人ヶ平公園内の遊具の破損により、利用者が怪我をするという事象が発生し、今年１月に示談が成立したが、今年度においても、同公園内の滑り台の先端部分の破損が見つかっており、使用中止にするとともに、応急措置を行なっている。遊具については、利用者が安全に利用できるよう、毎年実施している点検結果に基づき、修理の必要性が認められた場合は、早急に修理を行われたい。

次に、予算執行についてであるが、未執行のものが多く見受けられ、その理由についてはある程度理解するところではあるが、計画的な予算執行に努められたい。

次に、郵便切手についてであるが、受払簿の記載枚数と切手残数が一致しなかった。今後、受払簿の書式を詳細にし、正確に記載するよう努められたい。また、受払簿記載数と比較して、切手残数が少ないということであれば、使い込み等の疑念を抱かれかねないことから、使用時毎の残数確認についても徹底されたい。

最後に、定期監査に提出する書類についてであるが、記載漏れが多く見受けられた。記載内容が正確でないと適正な監査を実施することができないことから、正確に記載されたい。

【学校教育課】

給食費の実地監査についてであるが、学校ごとに実地監査の報告書が作成されており、給食費について適正に納付指導されていると思われるが、前年度と

同じ記載内容の項目の学校が見受けられ、どのような指導が行われているのか確認できないことから、今後は具体的な指導内容を記録するとともに、その内容については残すよう努められたい。

次に、請求書処理についてであるが、請求日と受付日の間の期間が空いている学校が見受けられた。決められた納付期限に支払わないと延滞金が発生し、市の信頼低下に繋がることから、事務処理手順に従い、速やかに会計処理するよう、指導されたい。

次に、幼稚園職員の出張旅費の取り扱いについてであるが、園長と教頭等が市役所へ来庁する際に自家用車を使用している。幼稚園には公用車が配置されていないことから、自家用車使用は、「木津川市職員等の旅費に関する条例」で認められているが、旅費請求の資料を見ると、同時間帯に出張している幼稚園が見受けられた。責任者が不在であると、園の円滑な運営に支障をきたしかねないことから、出張に関しては極力集約して、園長や教頭が同時に席を空けることのないよう、配慮されたい。

また、学校備品についてであるが、執行状況を見ると、未執行のものが見受けられた。備品の購入を必要とし、予算計上していることから、本来であれば、年度当初にでも執行すべきものと考えられることから、必要な備品であれば早期に購入するとともに、不用額については減額処理を行ない、必要以上のものを購入することがないよう、指導されたい。

最後に、学校教材についてであるが、市外の特定業者から購入している事案が見受けられた。市内業者から購入した方が安価な場合もあることから、両者から見積を徴取し、比較検討を行なったうえで購入するよう、指導されたい。

【社会教育課】

東部交流会館については現在、市直営による管理を行なっているが、将来的に指定管理者制度に移行した場合、経費面でどのような効果があるのか、検討されたい。

次に、山城図書館については、アスピアやましろの施設の一部を利用して開設しており、当施設の運営に係る経費の２０％を負担しているが、この負担割合が適正なのか、検討されたい。

また、加茂図書館については、加茂支所の１階スペースを活用して開設している。加茂支所の施設管理全体は総務課の所管となり、清掃等管理業務については民間業者に委託しているが、中央図書館や山城図書館と比較して費用が高価であることから、貴課としても知り得る範囲内で、適正な価格なのか、検討されたい。

最後に、報酬についてであるが、スポーツ推進委員の出席状況を確認すると、出席回数が少ない委員が見受けられた。報酬については年額報酬となっているが、一度でも委員会等に出席すれば、出席回数に関わらず報酬が支払われており、委員間で不公平感が生じていることから、条例を改正する等、日額報酬に変更することも含めて、検討されたい。

【文化財保護課・社会教育課】

市が実施する講座に関しては、以前より講座の統合等について意見を述べているところであるが、文化財保護課所管のふれあい文化講座と、社会教育課所管の生きがい大学や公民館講座等については、両者がタイアップを図り、多くの方に参加いただけるよう、幅広く周知するとともに、統合等による経費節減ついても検討されたい。